

2019年5月10日

受験生各位

明治大学専門職大学院
グローバル・ビジネス研究科

留学ビザ（査証）取得について（注意）

留学ビザ（査証）取得について、以下のことに注意してください。

特に、日本国の在留資格を有していない場合は、交付審査に長期間を要しますので、合格後、速やかに手続きを行ってください。

日本国の在留資格を有している場合

ア「留学」ビザを有している者

入学に際して、入国管理局への届出は必要ありません。在留資格更新許可申請は、在留期間が満了する3カ月前から可能です。また、所属する学校が変わった際、14日以内に入国管理局へ「活動機関に関する届出」を提出することが義務付けられています。

イ「留学」以外のビザで日本に滞在していて、「留学」ビザ取得を希望する者

在留資格変更申請をしてください。入学手続き時に、専門職大学院事務室より「入学許可証」を発行します。この証明書を使用し、日本国内で「留学」ビザに変更してください。

ただし、「短期滞在」のビザで日本に入国している者は、原則として日本国内で在留資格の変更が認められていないので、日本国外で「留学」のためのビザを取得しなければならない場合があります。

本学入学前に、日本において日本語教育施設又は専修学校（日本語学校、大学・短期大学の日本語別科、その他各種専門学校等）に在籍している者は、在留期間更新・資格変更申請の際に、法務省入国管理局に、在籍していた教育機関が交付する出席状況証明書の提出が必要です。

日本国の在留資格を有していない者

本国の日本大使館又は領事館にて「留学」ビザ発給の申請を行ってください。

なお、本人又は代理人（日本国内の親族や経費支弁者又は奨学金支給者等）が、法務省東京入国管理局で「在留資格認定証明書」を取得し、「留学」ビザ発給の申請を行ったほうが、審査が円滑に行われるとされています。

- * **ビザ取得のための審査は法務省が行うため、不許可となった場合、大学は責任を負うことはできません。また、ビザ取得を理由として来日が遅れた場合でも、授業等の特別措置はありません。**
- * **交付審査には長期間を要します。Ⅱ期入試を受験して合格した場合、授業開始までに在留資格認定証明書及び来日のためのビザを取得できない可能性があります。合格後、速やかに手続きを行ってください。**
- * 留学生を対象とする各種奨学金の多くは、在留資格「留学」の者を対象としています。

以 上